大阪府規則第五十四号

大阪府指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を

定める条例施行規則の一部を改正する規則

　大阪府指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年大阪府規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （従業者の配置の基準）第三条　（略）２　（略）３　指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護老人福祉施設（ユニット型指定介護老人福祉施設を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（条例第五十四条第二項の規定により配置される看護職員に限る。）又は指定介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第百五十八条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（法第七十八条の四第一項の規定により定める市町村の条例の規定により配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。４―９　（略）（居室の定員）第四条　条例第六条第二項第一号の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。　一　次のイ又はロのいずれかに該当する場合であって、当該指定介護老人福祉施設の入所定員のうち、多床室（居室のうち、定員が二人以上四人以下のものをいう。以下この条において同じ。）の定員の合計数が、当該指定介護老人福祉施設の個室（居室のうち、定員が一人のものをいう。）及びユニットに属する居室の定員の合計数を超えないとき。　　イ　（略）　　ロ　（略）　二　指定介護老人福祉施設（ユニット型指定介護老人福祉施設を除く。以下この号において同じ。）に併設される指定短期入所生活介護事業所（大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百十五号）第百四十九条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業所（大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百十六号）第百三十一条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。）の多床室を、当該指定介護老人福祉施設の多床室に変更するとき。（管理者による管理）第七条　条例第二十七条の規則で定める場合は、当該指定介護老人福祉施設の同一敷地内にある他の事業所、施設等又は当該指定介護老人福祉施設のサテライト型居住施設の業務に従事する場合とする。（衛生管理等）第八条　条例第三十四条第二項第三号の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。　一・二　（略）（事故発生の防止及び発生時の対応）第九条　条例第四十二条第一項第三号の規則で定める措置は、事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底を図るための体制を整備することとする。（ユニット型介護老人福祉施設の設備の基準）第十条　条例第四十七条第三項第二号の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。　一―六　（略）（ユニット型指定介護老人福祉施設の利用料等）第十一条　条例第四十八条第三項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。　一―六　（略）２　（略）３　条例第四十八条第四項の文書による同意を得る必要があるものは、第一項第一号から第四号までに掲げる費用に係るサービスの提供とする。（ユニット型指定介護老人福祉施設の勤務体制の確保等）第十二条　条例第五十四条第二項の規則で定める基準は、次に掲げる基準とする。　一―三　（略）　　　附　則１・２　（略）３　一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成二十三年政令第三百七十五号）第一条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に限る。以下同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床について平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行い、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第五条第六号イの規定にかかわらず、食堂は、一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上の面積を有し、機能訓練室は、四十平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。４　一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床について平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行い、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第五条第六号イの規定にかかわらず、次に掲げる基準のいずれかによるものとする　一・二　（略）５・６　（略） | （従業者の配置の基準）第三条　（略）２　（略）３　指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護老人福祉施設（ユニット型指定介護老人福祉施設を除く。以下この項において同じ。）及びユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合又は指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第百五十八条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。）を併設する場合の介護職員及び看護職員（条例第五十三条第二項の規定により配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。４―９　（略）（居室の定員）第四条　条例第六条第二項第一号の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、当該指定介護老人福祉施設の入所定員のうち、多床室（指定介護老人福祉施設の居室のうち、定員が二人以上四人以下のものをいう。以下この条において同じ。）の定員の合計数が、当該指定介護老人福祉施設の個室（指定介護老人福祉施設の居室のうち、定員が一人のものをいう。）及びユニットに属する居室の定員の合計数を超えない場合とする。　一　（略）　二　（略）（管理者による管理）第七条　条例第二十六条の規則で定める場合は、当該指定介護老人福祉施設の同一敷地内にある他の事業所、施設等又は当該指定介護老人福祉施設のサテライト型居住施設の業務に従事する場合とする。（衛生管理等）第八条　条例第三十三条第二項第三号の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。　一・二　（略）（事故発生の防止及び発生時の対応）第九条　条例第四十一条第一項第三号の規則で定める措置は、事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底を図るための体制を整備することとする。（ユニット型介護老人福祉施設の設備の基準）第十条　条例第四十六条第三項第二号の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。　一―六　（略）（ユニット型指定介護老人福祉施設の利用料等）第十一条　条例第四十七条第三項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。　一―六　（略）２　（略）３　条例第四十七条第四項の文書による同意を得る必要があるものは、第一項第一号から第四号までに掲げる費用に係るサービスの提供とする。（ユニット型指定介護老人福祉施設の勤務体制の確保等）第十二条　条例第五十三条第二項の規則で定める基準は、次に掲げる基準とする。　一―三　（略）　　　附　則１・２　（略）３　一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成二十三年政令第三百七十五号）第一条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に限る。以下同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床について平成三十年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行い、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第五条第六号イの規定にかかわらず、食堂は、一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上の面積を有し、機能訓練室は、四十平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。４　一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床について平成三十年三月三十一日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行い、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第五条第六号イの規定にかかわらず、次に掲げる基準のいずれかによるものとする。　一・二　（略）５・６　（略） |
|  |  |

附　則

　この規則は、平成三十年四月一日から施行する。